

寄附金等取扱規程

(目 的)

第1条 本規程は、定款第7条第4項に基づき公益財団法人国際人材交流支援機構(以下「当法人」という)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 当法人が受領する寄附金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- ② 特定寄附金 当法人が、募集に当たり、あらかじめ使途を特定するもので、募集理由、募集期間、資金使途等必要な事項を開示した上で募集するもの。
- ③ 特別寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ使途を指定した寄附金。

2 本規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権も含むものとする。

3 当法人は、第1項第2号の寄附金を募集する場合を除いて、常時、寄附金を募ることができる。

(寄附金の使途等)

第3条 一般寄附金は、寄附金総額の50パーセント以上を定款第4条第1項各号所定の事業に使用するものとする。

2 特定寄附金は、当法人が指定した使途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

3 特別寄附金は、寄附者の指定した使途に使用するものとする。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条第1項各号所定の事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30パーセント以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金、特定寄付金及び特別寄附金を受領したときは、受領書を寄付者に送付する。

2 前項の受領書には、当法人の定款第4条第1項第1号所定の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載する。

(募金に係る結果の報告)

第7条 当法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに、寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上での公開に代えることができる。

2 当法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(寄附金受領の制限)

第8条 寄附金が次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合は、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体が、その寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄附金の受け入れに起因して、当法人が著しく資金を負担する事態が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 当法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めなければならない。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(実施細則)

第12条 本規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

本規程は、平成30年2月1日から施行する（平成30年2月1日理事会議決）。

本規程は、令和元年12月17日から施行する（令和元年12月17日理事会議決）。